

2022. 7. 19 第50回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第50回口頭弁論期日が終わりました。

前回の口頭弁論期日は4月19日でした。私達は、平成29年（2017年）6月23日付の準備書面32で、A17断層が敷地内にあること、それは、活断層であると主張しました。それに対する被告の中部電力からのきちんとした認否・反論がなされないまま、もうすぐ5年が経過しました。さすがに、中部電力も、今回、この論点についての準備書面を提出しました。これから内容を精査しなければなりません。もっと前に主張として裁判において提出できていたような内容だと思われれます。中部電力は、原子力規制委員会の審査会合で、それなりの評価を受けたと考えていて、今回、裁判で主張することとしたようです。このようなやり方は、裁判を軽視していると言えるのではないのでしょうか。

今年の5月31日、札幌地裁は、泊原発の運転を差し止める判決を言い渡しました。北海道電力が安全性に関する主張を終える見通しが立たず、これ以上審理を続けることを正当化することは難しいとして、札幌地裁が、1月に審理を終結していましたから、原告側に有利な判決がでるだろうと予想はしていましたが、審理を引き延ばすだけの北海道電力に対し、厳しい判決となりました。2014年に作った防潮堤の安全性について、北海道電力が、何時までも主張立証をしないということから、津波対策が不十分だから、原発の安全性の立証がないということで運転を差し止めたものです。当然の判断だったと考えます。私達は、札幌地裁の判断の仕方は、私達の訴訟においても採られて然るべきだと考え、泊原発の運転差し止めを命じた判決を報じた新聞記事などを書証として提出しました。

ロシアのウクライナ侵攻によってエネルギー価格が高騰しました。そのために、原発の再稼働をすすめるべきだとの意見もでているからかもしれませんが、浜岡原発の周辺3市（掛川市、牧之原市、菊川市）の住民意識調査の結果がほじられていました。浜岡原発の全面停止から11年経ったことも影響しているのですが、「廃炉または停止」という意見と「安全が確認できれば稼働」という意見が、ほぼ同数になったといます。尤も、御前崎市での意識調査は、この点が調査項目に入っていないので、市民がどのような意見なのかは分かりません。それでも、住民が、福島原発の悲惨な事故を忘れつつあるのではないかと心配でなりません。

そうした心配を打ち壊してくれたのが7月13日の東京地裁の東京電力株主代表訴訟の判決でした。福島原発の事故がいかに悲劇的なものであったかを国民に思い出させてくれたものでした。住民などに東京電力が莫大な損害賠償をしなければ

ならなかったのは、当時の武藤副社長などの経営陣が、国の長期評価で、大きな津波が来ることが予想されるとされていたのに、対策に費用が掛かるとして津波対策をとらなかったからだとしたのです。そのため、4人の旧経営陣に対し、東京電力に金13兆円もの多額の損害賠償を命じたのです。目先の利益確保のために安全対策を放置した責任は大きいのだとしたことで、大きなニュースになりました。国民の多くが忘れかけていた福島原発事故悲惨さを思い出させてくれた判決でした。

さて、泊原発の運転差止判決も、東京電力株主代表訴訟判決も、津波対策が大きな争点でした。浜岡原発でも、津波対策は、大きな争点です。報道によると、基準津波というか想定される最大津波高について、中部電力は、22.7mとしたとのこと。中部電力が作っている防潮堤の高さは22mですから、これを越える津波が来ると中部電力が自ら認めているということです。このことは大きな意味を持つのではないのでしょうか。

南海トラフ巨大地震の想定震源域の真上にある浜岡原発を再稼働させてはならないことは、自明の理のはずです。私たちは、そのように考えています。このことを裁判所が一日も早く認めてくれることを期待しますが、多くの皆さんにも、理解を求めていかなければならないと考えています。

弁護士 鈴木 敏 弘